

第5次 横瀬町行政改革大綱

横 瀬 町
平成 22 年 6 月

目次

I	目的	P1
II	取組の方針	P2
III	改革の柱	P3
IV	推進方法等	P4
V	行財政改革施策体系	P5
VI	施策別取組事項	P6~8

I 目的

本町では、平成12年に「新行政改革大綱」を策定し、行政改革を積極的に推進してまいりました。この間、平成17年には、三位一体の改革による財政負担の増加への懸念などから「緊急行財政改革プラン」を策定し、集中的に事務・事業を見直すなど、経費の削減等を行いました。

また、平成19年には、効率的かつ効果的な行政経営を目指して、「新行政改革大綱」の見直しを行い、「行財政改革プラン2007～2009」を策定し、さらなる事務・事業の見直しや新たな取組を行ってまいりました。

その結果、これらの取組により、行財政運営の効率化を推進するとともに、危惧された財源不足に対応しながら、第4次総合振興計画に基づく施策を実施するなど、着実に成果をあげてきました。

このような行財政改革を土台として、本町では、「緑と風が奏でる ^{かな} ところ ^{なご}和むまち」を将来像とする第5次総合振興計画を策定し、その実現に向けて新たな一歩を踏みだそうとしています。

今後、これまでの取組を大きく実らせるためには、第5次総合振興計画に基づく諸施策を着実に推進するとともに、それらを支えるための安定した行財政基盤の確立が不可欠です。

このようなことから、平成22年度以降も引き続き行財政改革に取り組み、自立した行政経営を行っていくため、第5次行政改革大綱を策定いたしました。

なお、今後、行政改革に関する国の方針等が示された場合は、本大綱を随時見直すものとします。



Ⅱ 取組の方針

1 取組期間

本大綱の取組期間は、第5次総合振興計画前期基本計画の計画期間に合わせ、平成22年度から平成26年度までの5年間とします。

また、取組方策等を記載した実施計画については、平成22年度から集中的に取り組むべき事項を定め、行財政改革の成果が早期に現れるよう、平成22年度から平成24年度までの3年間とします。

なお、4年目以降は、それまでの取組の成果等を検証し、既存取組を変更又は新規取組を追加し、さらに成果があがるよう推進します。

2 行財政改革の方針

本町の財政の状況を見ると、これまでの取組で人件費など歳出の削減に努め、一定の成果を残したものの、国の地方財政対策や税収の伸び悩みなどにより、財政運営は依然として厳しく、真に持続可能な財政構造にあるとは、まだまだ言えない状況にあります。

また、自治体を取り巻く社会情勢は、少子・高齢化、地域間競争やさらなる地方分権に向けた動きなど、時代は大きな変革の中にあります。

このような状況の中、第5次総合振興計画に基づくそれぞれの施策を着実に進めていくためには、これまでの方式にとらわれず、時代の変化に柔軟に対応できるしっかりとした行財政基盤をつくっていく必要があります。

このため、今までの行財政改革の取組を踏まえつつ、次の3項目を目標として新たな行財政改革に取り組むこととします。

- 持続可能な財政基盤の確立
- 組織の力を最大限に発揮できる組織への転換
- 分権時代にふさわしい公共サービスへの転換

Ⅲ 改革の柱

「Ⅱ 取組の方針」の目標を達成するため、次の3項目の柱を定め、具体的な改革に取り組むこととします。

1 財政構造等の改革

「緊急行政改革プラン」や「行政改革プラン2007～2009」により、財源不足への対応など財政規律維持のための取組を実施してきましたが、さらなる財政の健全化を図るため、基金の取り崩しなどに頼ることなく、収支均衡のとれた持続可能な財政構造の確立に努めます。

2 役場の改革

法的リスク管理やモニタリング機能の強化など新たな視点に留意しつつ、町民の信頼性の確保を基本として、行政運営の透明性の向上や業務の有効性・効率性を高める行政経営の実現に努めます。

3 住民サービスの改革

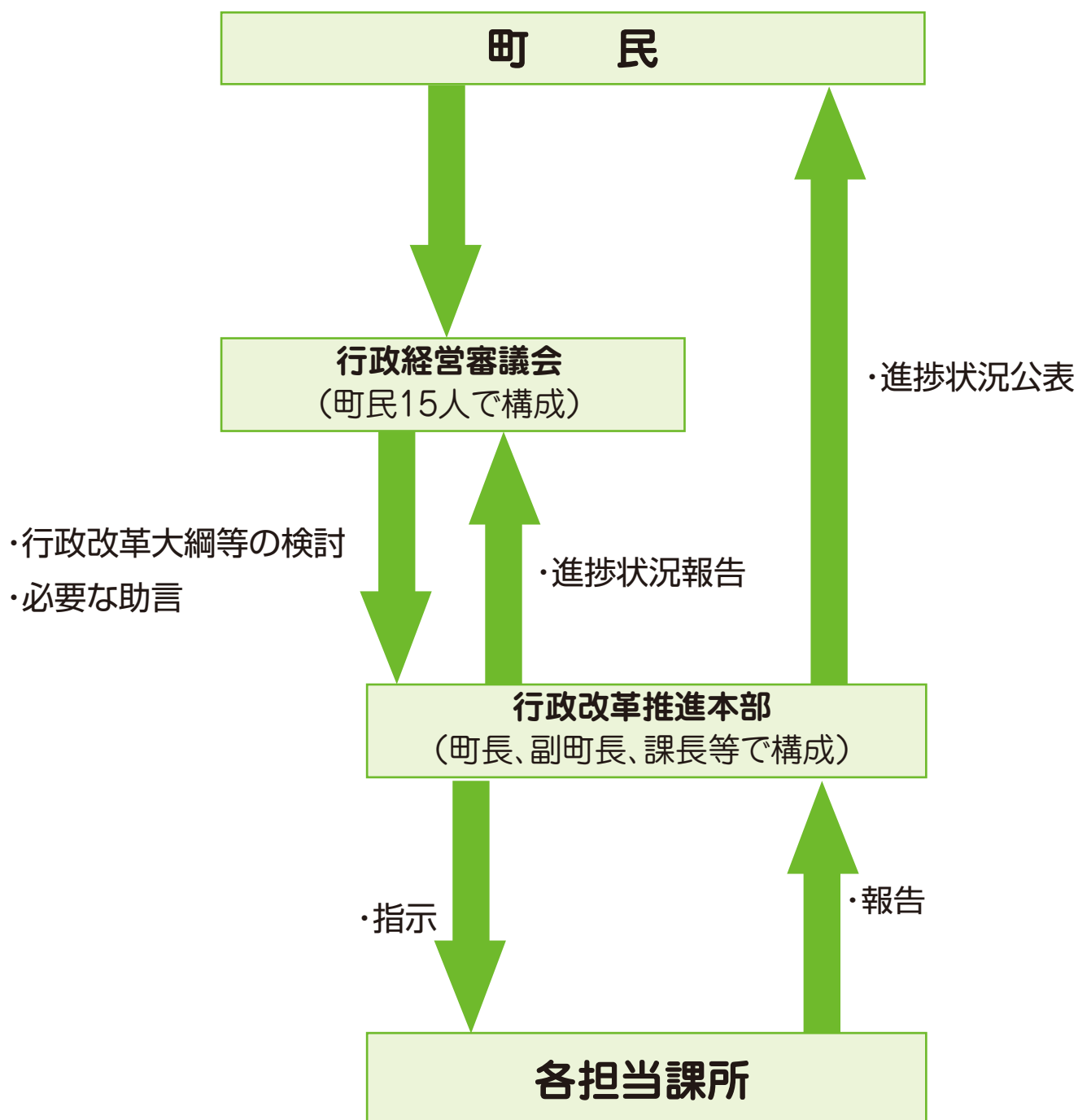
町民に真に必要なとされ、行政でなければできない住民サービスを提供するため、町が担う業務の重点化をさらに推進するとともに、共助による公共領域の拡大を目指し、他の自治体や民間との連携・協働を積極的に推進します。



Ⅳ 推進方法等

行政改革を推進するため、取組方策等を記載した実施計画を策定し、町長を本部長とした行政改革推進本部を主体として、全庁一丸となって積極的に取り組めます。

また、毎年度進捗状況を把握し、行政経営審議会等の意見を聞くなどして着実に行政改革を進め、その結果を公表します。



V 行財政改革施策体系

1 財政構造等の改革

- 財政の健全化
- 歳入の確保
- 新公会計制度の導入等
- 受益者負担の適正化

2 役場の改革

- 業務の明確化
- 人材の育成
- 信頼される行政の実現
- 組織等の見直し

3 住民サービスの改革

- 民間委託の推進
- 連携・協働の推進
- 行政評価の質の向上
- 事務事業の効率化
- 町民との情報の共有

Ⅵ 施策別取組事項

1 財政構造等の改革

(1) 財政の健全化

第5次総合振興計画に基づくそれぞれの施策を着実に進めるため、経常収支比率の改善などさらなる財政の健全化に努めます。

(2) 歳入の確保

一定の財政調整基金を確保するとともに、徴収対策を充実させるなど安定的な財源の確保に取り組みます。

(3) 新公会計制度の導入等

従来の削減型の行政改革だけでは、安定した財政運営を行っていくことは不十分であることなどから、資産・債務改革を通じた資金調達を図るなど抜本的に財政運営を見直します。

また、新公会計制度による財務諸表を整備し、公表します。

(4) 受益者負担の適正化

使用料や手数料については、町民の理解と協力が得られるよう、定期的に見直しを行っていく中で、効率的な施設の管理運営や事務の効率化の努力を続けながら、より一層の受益者負担の適正化を図ります。



2 役場の改革

(1)業務の明確化

効率的かつ効果的な事務・事業の執行ができるよう、正職員が担うべき業務の明確化とともに、再任用職員、非常勤職員、臨時職員、任期付き職員など多様な任命形態により人材を確保し、活用します。

(2)人材の育成と意識改革

前例踏襲主義に陥ることなく、創造性と柔軟性を持ち、さらにはコスト意識や住民指向性を持つなど行政職員として求められる職員像を明確にし、職員自身の意識改革と能力開発を積極的に進めるなど人材の育成に努めます。

また、人事評価制度を不断に検証・改善するなど人事評価制度の定着化を図り、職員のやる気をさらに引き出せるよう努めます。

(3)信頼される行政の実現

法令違反・不当要求の防止や不祥事件の発生の未然防止など、リスクに着目して組織マネジメントを改革し、常に信頼される組織を目指します。

(4)組織等の見直し

第5次総合振興計画の諸施策に機動的に対応していくため、柔軟かつ不断に組織や配置人員の見直しを行うとともに、職員提案制度の充実と提案しやすい環境づくりに努めます。



3 住民サービスの改革

(1)民間委託の推進

公共性等に配慮しながら、町税等の収納方法、公の施設の管理など、効率的な執行が可能な業務について、民間委託を積極的に推進します。

(2)連携・協働の推進

地域や団体の自主独立性を評価し、共にまちづくりを担うパートナーとしての関係の構築を推進します。

また、ちちぶ定住自立圏形成に基づき、近隣自治体と互いに連携・協力し、事業の合同実施や必要な生活機能を確保するなど、地域の活性化と住民サービスの向上を図ります。

(3)行政評価の質の向上

行政評価については、業務の効率性、効果性を実現する手段として本町でも導入していますが、評価方法や対象事業について不断の見直しを行い、行政評価の質の向上を図ります。

(4)事務事業の効率化

誰もが迅速かつ効率的に窓口サービスを受けられるよう、窓口事務体制の充実と情報通信技術を活用した「電子よこぜ」を推進します。

また、町民ニーズに対応した合理的かつ実効性のある行政経営を推進するため、実施計画を策定するとともに、状況に応じて事業のローリングを行うなど、第5次総合振興計画の適正な進行管理に努めます。

(5)町民との情報の共有

行政の実態などを町民と共有し、行政運営への関心を深めることや地域づくりへの参加を促進するため、積極的な情報提供に努めます。